

遠軽町環境基本計画



画 佐々木真哉

平成22年6月

遠 軽 町

豊かな自然環境を後世に引き継ぎ

自然と共生・共存するまちを目指して

私たちのまち『遠軽町』は、北海道の屋根である大雪山系から広がる森林と、オホーツク海にそそぐ清流「湧別川」といった豊かな自然があふれており、その恵を受けて暮らしています。

しかし、これまでの経済の進展やライフスタイルの変化によるごみの増加、大気汚染や水質汚染など身近な環境問題や、地球温暖化、オゾン層の破壊など、地球規模での環境問題が深刻になってきています。



こうした中、「環境の世紀」といわれる 21 世紀において、私たちは目の前の利益を追うだけでなく、将来、この地域のために何をすべきかを考え、ためらわずに取り組んでいく責任があります。

いつの時代においても、いきいきと存在する「遠軽町のシンボル」として、この自然環境を適切に保護・保全するとともに、暮らしの場、訪れる場、ふれあいの場など、私たちが豊かに生きるための環境を良好な状態で次世代へ引き継ぐことが最も重要な課題であります。

この課題を解決するための基本理念を定めるため、このたび遠軽町環境基本条例に基づき『豊かな自然環境と共生・共存するまち☆えんがる』を目指した「遠軽町環境基本計画」を策定しました。

これからは、町民、事業者の皆さまと町が一体となって、「未来につなぐまちづくり」のため、この計画に基づき環境施策を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました遠軽町環境審議会の委員、貴重なご意見やご提言をいただいた町民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成 22 年 6 月

遠軽町長 佐々木 修一

も く じ

I 計画策定の基本的考え方

1 環境基本計画をつくる背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	3

II 現状と課題

1 自然環境	4
2 社会環境	4
3 生活（経済）環境	5
4 町民・事業者及び町との協働	5

III 計画の基本理念

1 将来像	6
2 基本方針	6

IV 計画の内容

1 EN GARU 環境、エネルギー、教育	8
2 E N GARU 自然、自然界	10
3 EN G ARU 緑（森林）、地球温暖化	12
4 ENG A RU 快適、農業、意欲的な	14
5 ENG A Ru 減らす、再利用、再資源化	16
6 ENGAR U 理想郷（理想的な地域環境）	18

V 計画の推進

1 計画の推進	20
2 計画の見直し	20

資 料

遠軽町環境基本計画の諮問・答申

遠軽町環境基本条例

環境基本計画策定の経緯

遠軽町環境審議会委員名簿

用語解説集

遠軽町の絶滅のおそれのある野生生物の情報（レッドデータ）

I 計画策定の基本的考え方

1 環境基本計画をつくる背景

今日の環境問題は、私たちの身近な生活環境や自然環境に加えて、地球環境や省エネルギー・省資源問題など、地域のみならず世界的にも大きな問題となっており、この多様化した環境問題に対して様々な取り組みが進められています。

この地球規模まで広がった環境問題は、私たちの大量生産・大量消費や効率性・利便性を求めてきた生活様式が原因となり、温室効果ガスの増加、森林の減少や生態系の悪化などを引き起こしてしまいました。この問題は、誰かが解決してくれるものではなく、私たち自身が家庭・地域・職場などで進んで取り組まなければならないことであり、そのためにそれぞれの主体の意識を高め、取り組みを進める仕組みをつくっていかねばなりません。

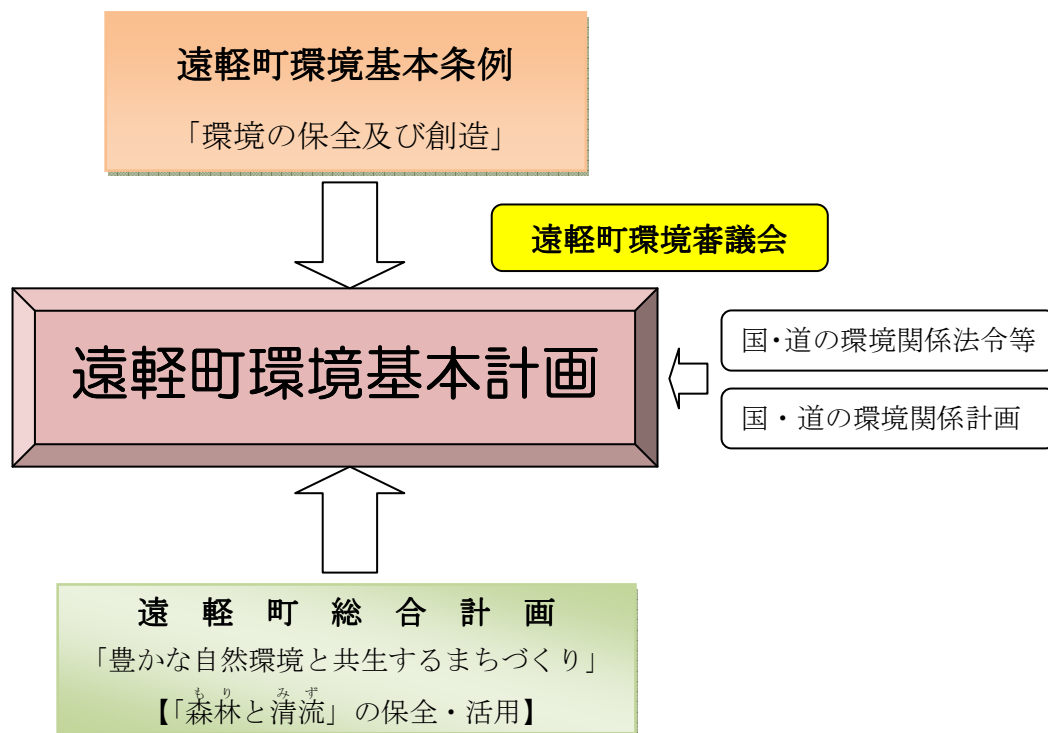
地域における環境問題に対する認識は、二酸化炭素排出に代表される地球温暖化、近年の原油の大幅な価格変動から、直接、家計に大きな影響を及ぼしたことにより、太陽光発電システム等の代替エネルギーへの関心や節電、エコドライブ等の省エネルギー対策への取り組みが進められるなど、環境問題に対する関心が、高まってきています。

しかし、地域社会全体では、過疎化の進行と少子高齢化が進むなか、この多様化した環境問題に適切に対応するためには、環境問題全般についての体系的な整理と解決に向けた行動を進めていくために、町民・事業者及び町が協働してさまざまな取り組みを行うなど、新たな解決手法を考えていかねばならない状況になっています。

遠軽町では、このような状況に的確に向き合うため、上記の取り組みにあたって最も基本となる環境基本計画を、遠軽町環境基本条例第8条の規定により定めるものです。

2 計画の目的

計画の策定にあたっては、「遠軽町環境基本条例」の基本理念に基づき、町民・事業者及び町の責務を明らかにするとともに、環境保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を創造的かつ計画的に推進し、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。また、地域の環境問題を解決し、日常生活に端を発する地球環境問題と向き合い、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な循環型社会を作り上げるために、本計画を策定します。

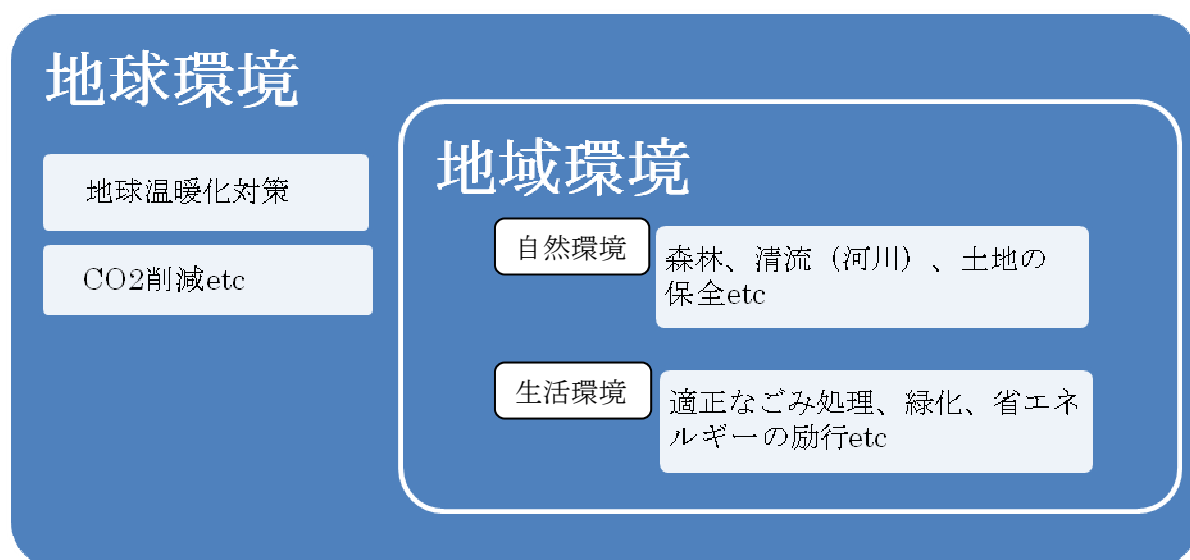


3 計画の位置づけ

本計画は、遠軽町が行う環境政策の最も基本的な方向性を示し、町のすべての施策に対して基本理念にのっとった方向性を与え、将来に向けた目標を示し、目標達成のための施策と行動を定めるもので、その基本的性格及び重要性に鑑み、環境政策に関する最も上位に位置づけられる計画です。

対象地域は、基本的に遠軽町全域としますが、環境は河川流域や山系など行政区画を超えて広域に展開するものですので、広域的な対応が必要とされる場合には、それに相応する地域も含めるものとします。

また、本計画の対象とする環境の範囲は地球温暖化問題に代表される「地球環境」及び「自然環境」「生活環境」で構成される「地域環境」とします。



4 計画期間

本計画は、概ね 10 年を見据えた計画であり、計画期間は平成 22 年度から平成 31 年度とします。

Ⅱ 現状と課題

1 自然環境

本町は北海道の北東部、網走管内のほぼ中央、内陸側に位置しています。

北は紋別市、滝上町、東は湧別町、佐呂間町、西は上川支庁管内上川町、南は北見市と接しており、東西 47 km、南北 46 km にわたる総面積 1,332.32 km² の森林に囲まれたまちです。総面積の約 80% は国有林であり、大雪山系の北を源流とし、まちを貫流する湧別川は、大小さまざまな支流が合流し、オホーツク海へと注いでいます。また、これらの広大な森林と澄んだ清流には、絶滅危惧種を含め、希少な動植物がたくさん生息していますが、生態系や生息環境等の変化によりその数は減少傾向にあります。

気候は、亜寒帯低温乾燥地帯に属していますが、まちの北東部が湧別沿岸から 20 km しか離れていないため、オホーツク海型気候の地域と南西部は内陸型気候で寒暖の差が激しい特色を持ち合わせています。気温は夏 30℃ 超、冬 -30℃ 近くまでなることもあります。梅雨や台風の影響を受けることが少なく、比較的温かな地域です。

2 社会環境

本町の土地利用を地目別にみると、山林が約 90% を占めているのが特徴で、環境施策にとって重要なポイントとなるところであります。また、その多くが国有林であることも特徴といえます。その他は、畑が約 5%、宅地が約 0.5% となっています。

人口は平成 17 年 10 月の合併時には 23,965 人でしたが平成 21 年 10 月には 22,762 人と 4 年で 1,203 人減少しており、平成 28 年度には 20,176 人と現在より 2,586 人の減少を見込んでいます。さらに、少子高齢化の進行に伴い、現在の高齢者人口割合が約 28% ではありますが、平成 28 年度には 35.6%、年少人口は約 13% から 10.8% に変化する見込みであります。

（人口推計は、第 1 次遠軽町総合計画より引用）

3 生活（経済）環境

本町におけるごみ処理の状況は、比較的早くから再資源化のための資源物の分別収集と、燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみなどの有料化の取り組みが行われ、ごみの排出抑制と再資源化が推進されてきました。また、あわせて排出削減と自家処理を進めるため、生ごみ処理機導入助成やリサイクル推進事業に対する支援などに取り組んでいます。近年、これらの取り組みにより、ごみの排出量は減少傾向にあります。また、循環型社会をさらに推進するためには、より一層の排出量の抑制、再利用、再資源化を進めるシステムづくりが必要です。

生活排水の処理については、河川等の水質保全の観点からも重要な対策であります。下水道への接続状況は、供用区域内で87%となっており、今後も普及促進を図らなければなりません。また、供用区域外における個別排水処理施設整備等の普及に向けて引き続き対策をする必要があります。

本町の基幹産業は農業ですが、近年の農業を取り巻く状況は、農畜産物の輸入拡大による市場価格の低迷、資材の高騰による生産コスト増加、後継者不足など厳しい状況に置かれています。また、総面積の約90%を占める森林を活用した林業についても、輸入材との競合、後継者不足など農業同様厳しい状況が続いています。

商工業については、地場資源を活用した製品の製造・販売を中心に進められてきましたが、輸入品との競争の激化や製品価格の低迷から、地場産業の減少は著しく、また、消費の低迷、郊外店や近隣都市の大型店への消費者流出により商工業を取り巻く環境も厳しい状況にあります。

観光については、温泉施設やキャンプ場などの観光客を迎える施設のほか、自然環境に恵まれた多様な観光資源があります。また、イベントの実施などにより交流人口の増加に努めていますが、最近の観光形態であります「体験、滞在する観光」に対応し、地域の自然環境を生かした観光資源の魅力を高める必要があります。さらに、広域的、産官民の連携を図り広域観光や観光情報発信に努めなければなりません。

4 町民・事業者及び町との協働

良好な環境を守り育てていくためには、町民の日常生活や各種団体等の環境保全活動、事業者の事業活動及び行政の普及啓蒙や情報の公開・提供など、共通認識のもとで環境に配慮した行動を起こすことが不可欠です。

また、それぞれの立場で行う活動が効率よく行われ、最大限の効果を生み出すには、情報を共有しながら対等な立場の中で、町民・事業者及び町の三者の協働による取り組みが必要です。

Ⅲ 計画の基本理念

1 将来像

豊かな「森林と清流」を後世に引き継ぎ、自然と共生・共存するまち

本町に広がる森林や清流などの恵まれた自然環境は、暮らしに潤いと活力を与え、私たちの生活と地域のまちづくりをささえてきました。この生活に欠かせない豊かな自然を次世代へと継承するためにも環境の保全・保護に取り組まなければなりません。

そのためには、日常から町民・事業者及び町が共通の認識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、循環型社会のシステムづくりを進め、「豊かな森林と清流を後世に引き継ぎ、自然と共生・共存するまち」を基本理念としてまちづくりを目指します。

2 基本方針

豊かな自然環境と共生・共存するまち「えんがる ☆ E・N・G・A・R・U」

	E	N	G
キーワード	Ecology（エコロジー） Energy（エネルギー） Education （イデュケーション）	Nature（ネイチャー） Natural（ナチュラル）	Green（グリーン） Global warming （グローバル ウォーミング）
	環境 エネルギー 教育	自然 自然界	緑（森林） 地球温暖化
	良好で快適な環境 地球規模まで見据えた環境の 保全 新エネルギーの活用 省エネルギーの推進 環境教育活動の推進 次世代を担う青少年への教育	自然環境の保護・保全 自然環境との共生・共存 希少動植物の保護・保存	緑化の推進 森林の保護・育成 森林の多面的機能の発揮 林業の育成 二酸化炭素など、温室効果 ガスの削減



Copyright © 藤井龍二

A

Amenity (アメニティー)
Agriculture
(アグリカルチャー)
Ambitious (アンビシャス)

快 適
農 業
意欲的な

快適な地域・生活環境
クリーン農業の推進
まちづくりに向けた意欲的な
行動

R

Reduce (リデュース)
Reuse (リユース)
Recycle (リサイクル)

減らす
再利用
再資源化

3R 運動
ごみの削減、再利用の促進
資源循環サイクルの推進

U

Utopia (ユートピア)

理想郷
(理想的な地域環境)

理想的な環境の整備
環境負荷の少ない持続的可能な
循環型社会の形成
個性豊かなまちづくり

Ⅳ 計画の内容

1. **ENGARU** (Ecology, Energy, Education)

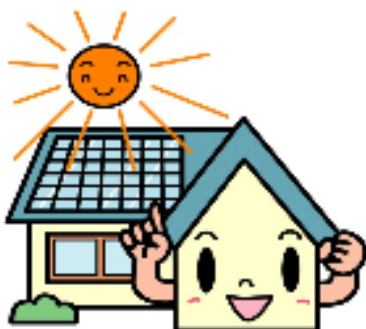
環境、エネルギー、教育

(1) 現状と課題

- ◇ 環境に関する意識は、原油価格の大幅変動による省エネルギーの取り組みなどにより高くなってきています。また、日常生活においても率先して環境に配慮した実践行動に取り組む傾向にあります。
- ◇ 特に原油価格の高騰から、光熱水費が上昇したことにより、節電・節水などの省エネ対策は日常生活の中で実践されてきています。
- ◇ まちの環境は、おおむね良好な状態であるため、地球環境規模の変化に気がつかないことがあると思われます。
- ◇ 平成 20 年度に、遠軽町地域新エネルギービジョンが策定されており、太陽光発電システム普及のためのモニター事業及び設置補助事業を展開しています。しかし、導入に対する意識については、関心は持っていますが、初期設置価格が高いことが、普及の障害となっています。
- ◇ 学校教育の中では、環境に関する授業や活動が行われていますが、地域における環境に関する教育活動は、特定の分野を除き、実践されていない状況です。

(2) 目標

- ◎ 良好で快適な環境の恵みを受けるために、地球規模まで見据えた環境保全の意識の高揚を図ります。
- ◎ 環境に貢献する意識を持った中で、新エネルギーの導入や省エネルギー行動の実践を進めます。
- ◎ 地域・事業所において、環境に関する講演やセミナーなどを実施して、住民・従業員の環境に対する意識の醸成を図ります。また、町はこれらの行動に対して支援・協力を努めます。
- ◎ 次世代を担う青少年への環境教育の強化及び地域での環境に関する情報提供やセミナーなどの開催による環境保全に対する啓蒙を進めます。



(3) 基本施策

町 民	・ 家庭での環境教育 家族で環境について話し合ってみましょう。 ・ 太陽光発電システムなどの新エネルギーの導入 環境にやさしい(家計にもやさしい)新エネルギーの導入を検討しましょう。 ・ 節電及び節水など、省エネルギー対策の推進 使っていない家電のコンセントは抜く(待機電力削減)、水の出しっぱなしはしないなど、できることから取り組みましょう。 ・ 環境セミナーなどへの積極的参加 家族みんなで参加しましょう。
事 業 者	・ 従業員の環境教育 環境について、みんなで話す機会を作りましょう。 ・ 新エネルギーを活用した製品等の研究・導入 地球にやさしい製品の開発、環境に配慮(経費にも配慮)した新エネルギーを研究・活用しましょう。 ・ 事務所等での節電・節水、エコな車両利用など、省エネルギー対策の推進 こまめな電源のオン・オフ、無駄のない水の利用、燃費を考えた車両運転に心がけましょう。
町	・ 事務・事業における環境へ配慮した施策の展開 ペーパーレス化、ウォームビズ、クールビズの実施など、日常の事務・事業から環境を意識した取り組みを進めます。 ・ 公共施設等の省エネルギーの推進、新エネルギーの積極的導入、設置者に対する助成等対策 公共施設等の暖房の適正な温度管理、太陽光発電等の設置の推進、町民の新エネルギー導入に対する助成措置などを推進します。 ・ 新エネルギーの導入及び省エネルギーへの取り組みの啓発 広報等を活用した啓発活動を推進します。 ・ 環境教育に関連した広報及びセミナー等の開催 特に青少年を対象にした教育を推進します。

2. ENGARU (Nature, Natural)

自然、自然界

(1)現状と課題

- ◇ まちの豊かな自然環境は、町民生活の基盤であり、貴重な財産であります。
- ◇ この自然環境は、広大な森林、きれいな川により、澄んだ空気、おいしい水を提供してくれており、快適な生活環境にあることは、十分認識されています。
- ◇ 森林や河川は、生活を送る上で重要な役割を持っており、一度汚染などを起こすと回復には多大な時間と経費を必要とするものであります。森林や河川の持つ多面的機能を継続的に発揮させるためにも現状を確認し、対応する必要があります。
- ◇ 町内には、希少な野生動植物がたくさん生息していますが、種類、生息域や植生域など知られていないことがあるため、保護保存などが十分ではありません。
- ◇ 現在の自然環境と共に生活を行い、次の世代に良好で快適な状態で引き継ぐために、どのような行動を起こしていくかが最大の課題です。

(2)目標

- ◎ まちの自然環境を把握し、アウトドア体験などにより自然とふれあう機会を多くして、自然と共生・共存するまちづくりを進めます。
- ◎ 森林や河川などの自然環境が有する多面的機能について、その役割が発揮できるように監視を進め、保護・保全対策を図ります。
- ◎ 希少な野生動植物の生息環境を守るために、関係機関と連携してデータ収集を行い、保護保存を進めます。
- ◎ 町民・事業者及び町がそれぞれの責務により実践するとともに、自然環境保全活動を一体となって推進します。



画
佐
々
木
真
哉

(3)基本施策

町民	・ 森林浴やトレッキングなど積極的な自然とのふれあい 心身の健康管理にも有効な自然とふれあう機会を作りましょう。 ・ 日常生活における自然環境保全への意識 日頃から、意識して周辺の自然環境の変化について観察するなど、自然に関心を持って生活しましょう。 ・ 生態系を壊さないよう、特に外来種のペットの適正飼育 ペットは責任を持って飼育し、野放しなどは行わないようにしましょう。
事業者	・ 事業活動に当たり、自然環境に配慮した整備及び保全 木の伐採は、必要最小限に留め、植樹を行うなど、周辺の環境に配慮した活動をししましょう。 ・ 製造・加工等の事業活動における、土壌、大気及び河川汚染防止への配慮 粉塵や排ガスなどを適正に管理しましょう。また、排水は適正に処理しましょう。
町	・ 自然とふれあう場を提供するための立案・実施 自然観察会や体験学習など、気軽に参加できるイベントを実施します。 ・ 自然を活用したエコツアー（ジオツアー等）の実施 町内はもとより町外からの参加者を募り、交流人口を増やして観光産業の振興を図ります。 ・ 森林や河川の多面的機能維持のための普及啓発 森林の水源涵養や空気の清浄、河川の浄化などの機能について、汚染状況等をチェックし、周知するとともに、機能維持のため対策を図ります。 ・ えんがるレッドデータの作成 町内に生息する希少な野生動植物を関係機関と協力し、保護保存を図ります。

3. ENGARU (Green, Global warming)

緑（森林）、地球温暖化

(1)現状と課題

- ◇ 地球温暖化問題は、世界的に温室効果ガスの排出量削減に向けてさまざまな取り組みが行われていますが、削減目標に達していないのが現状です。
- ◇ 町内では、1年間に約262,900 tの二酸化炭素が排出されています。
(二酸化炭素排出量は、遠軽町地域新エネルギービジョンより引用)
- ◇ 二酸化炭素の排出を抑制して、地球環境に貢献することが必要です。
- ◇ 森林は、二酸化炭素を吸収する大切な役割を有しており、地球温暖化対策には欠かせないものです。また、このほかにも森林は水源涵養機能、土地の保全、野生動植物の生息・生育等、多面的機能を多く有しています。
- ◇ まちの面積の約90%が森林であり、森林の保護育成は、環境施策を進めていく上で重要であります。
- ◇ 花を中心とした緑化の取り組みが行われておりますが、植物には、二酸化炭素を吸収する機能があることから、緑化運動をさらに進めていく必要があります。

(2)目標

- ◎ 地球温暖化防止を常に意識して、二酸化炭素排出削減について、さまざまな面において取り組みを進めます。
- ◎ 森林の多面的機能を発揮させるため、計画的な森林の保全・整備を進めます。
- ◎ 二酸化炭素削減のため、節電、節水などの省エネ対策及びエコドライブに努めます。
- ◎ 家庭、地域等において、緑化を積極的に推進します。
- ◎ 森林バイオマスの多角的な利用を促進します。

STOP!温暖化



(3)基本施策

町民	・ 家庭における地球温暖化防止対策 節電、節水、省エネ対応の電球等の利用、適正な室温の設定、急発進・急加速・アイドリングや空吹かしを控えたエコドライブなど、地球温暖化防止を意識して二酸化炭素排出抑制に努めましょう。 ・ 環境に配慮した生活様式の改善 近いところは車を使わないで自転車や徒歩で移動、マイ箸・マイカップ等の持参で使い捨て製品を使わないなど、生活様式を変えてみましょう。 ・ 森林の適正な保全・整備の推進 計画的な整備・更新を行い、森林の持つ多面的機能が発揮できるよう保全しましょう。 ・ 敷地内の緑化の推進 花壇やプランターなどに花や木を植え地球温暖化防止に貢献しましょう。
事業者	・ 事業活動における地球温暖化防止対策 節電、節水、省エネ対応の電球等の利用、適正な室温の設定、急発進・急加速・アイドリングや空吹かしを控えたエコドライブなど、地球温暖化防止を意識して二酸化炭素排出抑制に努めましょう。 ・ 森林の適正な保全・整備の推進 計画的な整備・更新を行い、森林の持つ多面的機能が発揮できるよう保全しましょう。 ・ カーボンオフセットの活用や事業の導入・研究 森林が二酸化炭素を吸収する機能を活用した事業の導入や研究を進め、地球温暖化防止に向けた活動を進めましょう。 ・ 事業所及び現場等の緑化の推進 木や花を植えて、緑化を進め、地球温暖化防止に貢献しましょう。
町	・ 地球温暖化防止対策の実践 節電、節水、省エネ対応の電球等の利用、適正な室温の設定、エコドライブなど、率先して地球温暖化防止のため、二酸化炭素排出抑制を実践します。 ・ 地球温暖化対策に関する情報等の配信や普及啓蒙 まちの取り組みなど、広く情報を提供し、普及啓蒙を図ります。 ・ 計画的な森林整備計画の推進及び町有林の保全・整備 長期的な計画により、町有林の保全・整備を推進します。 ・ 民有林に対する適切な指導、助成、植樹事業等の実施 森林保全のため、除間伐などに対する指導や助成、また植樹推進を図ります。 ・ 森林バイオマスの多角的な利用計画の策定 林地残材などの活用について、調査・研究を推進します。

4. ENGARU (Amenity, Agriculture, Ambitious)

快適、農業、意欲的な

(1)現状と課題

- ◇ 平成 17 年 10 月の町村合併により誕生した新「遠軽町」は、1,332.32 ㎢と道内の市町村で 4 番となる広大な面積を有し、その約 90%は森林であり、緑の多い地域であります。
- ◇ 第 1 次総合計画のアンケート調査において、遠軽町の自然環境の美しさ、緑の豊かさ、川の水質など、自然に関する満足度は高くなっていますが、自然環境対策について、今後の重要性も指摘されています。
- ◇ 快適な生活や事業活動を行うためには、快適な環境が必要であり、これを維持するためには、さまざまな取り組みが必要です。
- ◇ まちの基幹産業である農業は、自然景観、安全な農畜産物の生産など、環境と密接にかかわる産業であります。特に、森や川は安全・安心な食料を供給するために必要なきれいな空気や水を提供するものであることから、自然環境の重要性を認識しなければなりません。

(2)目標

- ◎ 地域の歴史や文化、住民活動など資源や特徴を生かした環境活動を行います。
- ◎ 環境対策に関する町民の関心は高いことから、行動に結びつく体制づくりを行います。
- ◎ クリーン農業の推進、安全・安心の PR を行い、えんがるの農畜産物の地産地消を推進します。
- ◎ 堆肥等の有機物施用による土づくりなど、農業の自然循環機能の推進を図ります。



(3)基本施策

町 民	・地域の環境活動に積極的に参加 清掃や緑化活動に家族ぐるみで参加しましょう。 ・地域の特徴を生かした環境づくりに積極的に協力 先人から受け継いだ美しい環境を守り快適なまちづくりに協力しましょう。 ・まちのクリーンな農畜産物の地産地消の推進 食卓にえんがる産の肉・野菜などを多く取り入れましょう。
事 業 者	・農村景観の保全など、農村づくりの推進 圃場や畜舎周辺など、景観に配慮した農村づくりを進めましょう。 ・クリーン農業の推進のため、化学合成農薬、化学肥料の使用の抑制 土づくりのため、完熟堆肥等を活用し、減化学農薬・肥料を進めましょう。 また、農業用廃プラスチックの再生利用や副産物の利用など、循環型農業を推進しましょう。 ・地産地消を促進し、農畜産物生産・加工の研究開発の推進 地域への流通を推進し、新たな２次加工の研究を進めましょう。
町	・地域の特性・文化を生かした環境施策の推進 農村景観を活用した快適なまちづくりのため、実施体制をつくり推進します。 ・クリーン農業推進のための農業施策の展開 土づくり、堆肥製造、減化学肥料などに対して、調査・指導を図ります。 また、農業用廃プラスチックの再生利用の促進や各種情報の提供に努めます。 ・地産地消を促進し、農畜産物生産・加工の調査研究の促進 地元生産・地元消費の促進と、生産・加工の調査研究を関係機関と協力し推進します。

5. **ENGARU** (Reduce, Reuse, Recycle)

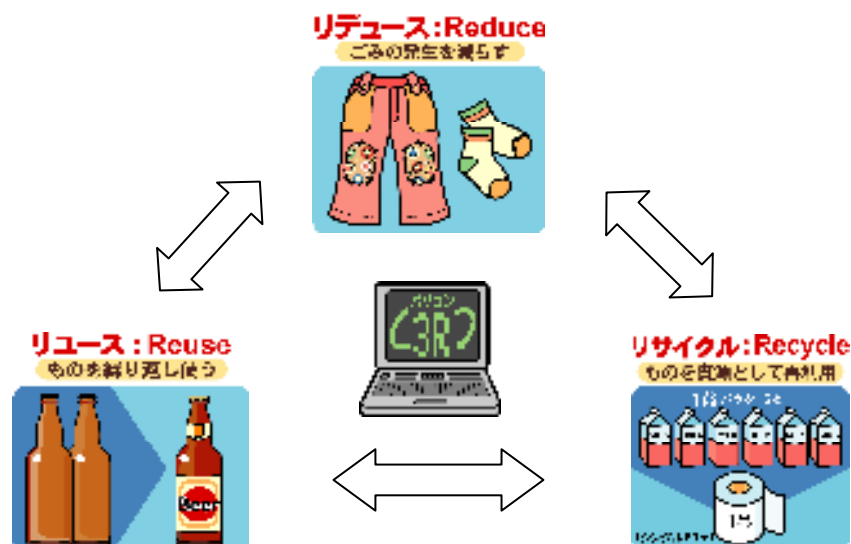
減らす、再利用、再資源化

(1)現状と課題

- ◇ まちのごみ処理・収集事業は、比較的早くに分別収集と有料化が取り組まれており、ごみは減少傾向、リサイクル率は向上傾向にあることから、ごみ処理及び排出抑制に対する意識は高いものと伺えます。
- ◇ 地域、団体、学校などでは、町民の協力を得て、リサイクル活動が行われており、再利用・再資源化の普及・啓蒙につながっています。
- ◇ 町では、ごみの減量化に向けて、生ごみ処理機の導入に対する助成を実施しており、また、リサイクル活動に対する奨励事業も実施しています。
- ◇ 資源の有効利用と環境への負荷を減らすために、ごみ排出量の抑制、再利用、再資源化を進める循環型社会づくりをさらに意識づけして推進することが重要です。
- ◇ 日常生活において、ごみが環境に影響を与えていることを自覚して、減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rを積極的に推進する必要があります。

(2)目標

- ◎ 無駄を省いてごみの減量化（リデュース）に努めるとともに、適正な分別処理を行います。
- ◎ 地球環境を意識した中で、限りある資源を守るため、再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）を推進します。
- ◎ 地域の循環型社会をつくるため、積極的にリサイクル活動に参加します。
- ◎ 法律に基づいたごみ処理を行い、不法投棄は行いません。



(3)基本施策

町 民	・生活ごみの適正な分別 ごみの分け方・出し方に従い、正しくごみは出しましょう。 ・リサイクルの積極的導入 家庭でのリサイクルを進めましょう。また、地域等で行うリサイクル活動に積極的に参加しましょう。 ・環境を意識した買い物、計画的な購入、余分なごみ（レジ袋・過剰包装の辞退などによる）の抑制 余分なものは買い控え、計画的に買い物を行いましょう。マイバックを持参してレジ袋の削減や不要な包装は断るようにならしましょう。
事 業 者	・産業廃棄物の適正処理 法律や条例に基づき、適正に処理しましょう。また、廃棄物抑制のための研究を進めましょう。 ・事業活動において、ごみ排出量抑制の実施 ごみ抑制に努め、再利用・再資源化に向けた取り組みを進めましょう。 ・商品の過剰包装や容器・パッケージ等の見直し・研究 ノーレジ袋、マイバック持参や包装の省略などを積極的に進め、省資源化を推進しましょう。 ・廃棄物等の循環的利用の研究 原材料・製品等が廃棄物となることを抑制するとともに、循環利用できるような調査・研究しましょう。
町	・計画的、効率的なごみ収集体制の充実 必要に応じ、ごみの収集に関して見直しを行い、充実したごみ収集に取り組みます。 ・ごみ分別の徹底、排出マナーなどの啓発 町民・事業者等に対し、ごみ処理マナーなどの啓発を図ります。 ・事業者に対する産業廃棄物等の適正処理の指導 法律や条例等に基づき適正に処理するように指導を行います。 ・循環型社会システムづくりの推進 リデュース・リユース・リサイクルを基本に、ごみ減量と再資源化に向けたシステムづくりを推進します。

6. ENGARU (Utopia)

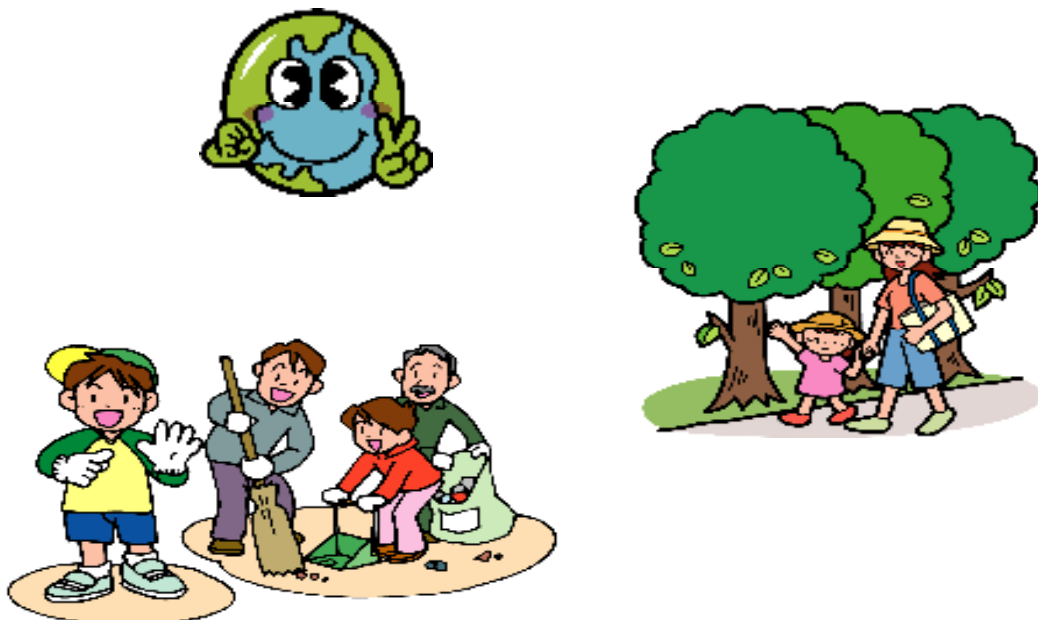
理想郷（理想的な地域環境）

(1)現状と課題

- ◇ 町民・事業者及び町はそれぞれの立場で環境保全・保護活動を行っていますが、環境は、ここに住むすべての人々の共有の財産であることを認識して活動を行わなければなりません。
- ◇ 先人から歴史や文化とともに受け継がれた自然環境は、循環型社会を形成し、良好な状態で次世代へと引き継ぐためにまちづくりを推進しなければなりません。そのためには、地域全体で環境保全を進めるシステムづくりや自主的に取り組む人づくりが必要です。
- ◇ 生活を送るには、環境に対する負荷をゼロにすることはできませんが、できるだけ小さくする努力をしていかなければなりません。
- ◇ 「豊かな自然と共生・共存するまち」を目指して、理想的な暮らしの場・訪れる場・ふれあいの場などとなるよう、自然環境がまちのシンボルであると誇れるまちづくりを進めなければなりません。

(2)目標

- ◎ 環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を目指します。
- ◎ えんがるの風土にふさわしい、うるおい、安らぎ、ゆとりある環境づくりを進めます。
- ◎ 地域環境を生かし、自然と共生・共存する農・林・工業や生活に密着した商業、町内外の人々がふれあい楽しむ観光などの産業振興を進めます。
- ◎ すみごこちの良いまちづくりのために、自然環境の保全・保護と生活環境の整備を町民・事業者及び町の協働により推進します。



(3)基本施策

町 民	・家庭や地域において、環境に関する知識と理解を深め、環境に配慮した生活の実践 健康で快適な生活を送るには、様々な環境が良好に保たなければなりません。日頃から、無駄やもったいないの意識を持った生活に心がけ、家の周りや地域の環境状況を観察したり整備するなど、家庭から環境について考え、生活しましょう。
事 業 者	・環境事業導入のための調査・研究の促進 地域環境を生かした産業づくりに向けた調査・研究を進め、産業振興・雇用の場の確保に向けた事業の育成を図りましょう。 ・自然環境等を活用した産業の振興 農・林業は、まちの自然環境に密接した産業で基幹産業でもあります。自然環境に配慮しながら振興を図るとともに、他産業との連携や消費の拡大に向けて、取り組みましょう。
町	・地域環境保全のための施策の推進、必要な助成等の措置、下水道等の生活環境整備の推進 暮らしの場としての機能・役割を確保・充実させ、生活環境を良好に保つため、すみごちの良いまちづくりを推進します。 ・公園、緑地等の公共施設を自然環境に配慮した整備の推進 やすらぎ、憩いの場として、緑豊かな公園等の整備を推進します。 ・町民・事業者（NPO 等団体含む）及び町による協働の促進 情報を共有し、共通の認識の中、協働により、えんがるの環境を守り、育て、循環型社会づくりを推進します。

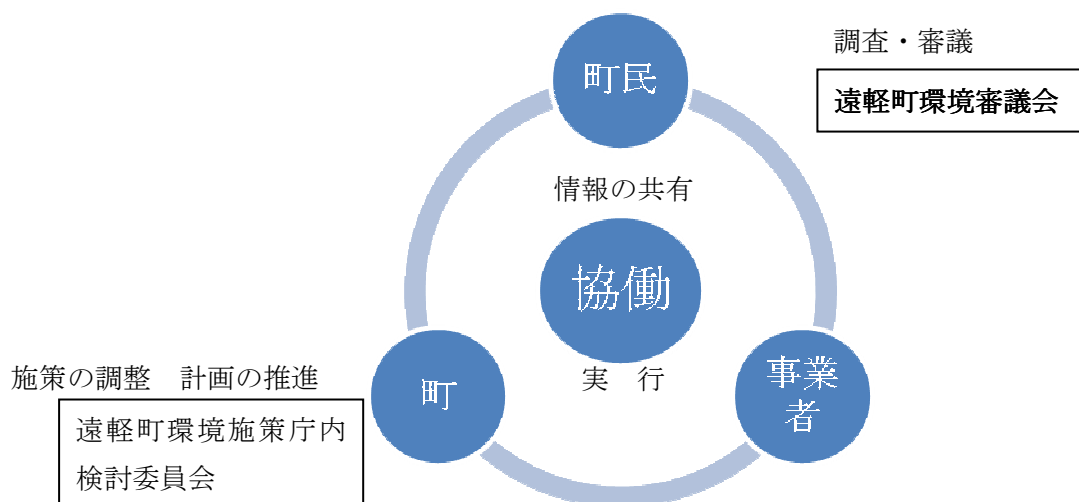
V 計画の推進

1 計画の推進

本計画は、遠軽町の良い環境を保全し、快適な環境を維持し及び創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を作り上げるため、町民・事業者及び町が、それぞれの責務において実行していくものです。

これら施策を総合的かつ計画的に推進するために、庁内に設置されている「遠軽町環境施策庁内検討委員会」により、町が実施するさまざまな環境関連施策の調整など、計画の推進と振興を図ります。

また、本計画や環境の保全及び創造に関する事項などについては、「遠軽町環境審議会」に調査・審議を諮り、町の施策に反映させ、計画を推進するものとします。



2 計画の見直し

本計画は、平成 31 年度を目標年度とした計画ではありますが、環境を取り巻く状況は、めまぐるしく変化しているものであることから、環境や社会情勢の変化に対応するように、必要に応じて見直しを行います。

資 料

遠軽町環境基本計画の諮問・答申

平成22年3月23日

遠軽町環境審議会

会長 伊藤 榮三 様

遠軽町長 佐々木 修一

遠軽町環境基本計画（案）について（諮問）

遠軽町環境基本条例第8条第3項及び第25条第2項に基づき、遠軽町環境基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

平成22年3月31日

遠軽町長 佐々木 修一 様

遠軽町環境審議会

会長 伊藤 榮三

遠軽町環境基本計画（案）について（答申）

遠軽町環境基本条例第25条第2項の規定に基づき、遠軽町環境基本計画の策定について、審議を行ってきました。審議にあたりましては、町民としての立場や幅広い観点と広い視野に立ち、意見・提案を行いながら多角的な面から計画全般について審議を進めました。

今回、提出されました「遠軽町環境基本計画（案）」は、各委員よりいただいた意見等が反映された計画であり、町民・事業者及び町が協働して『豊かな森林と清流を後世に引き継ぎ、自然と共生・共存するまち』を目指し、環境施策に取り組んでいこうとする町の姿勢に対し、評価できるものであります。

今後、計画の推進にあたりましては、町民等への普及啓蒙を行うとともに、常に環境に関する情報を収集し、社会状況の変化に応じた計画の推進を図り、協働により環境施策が進められていくことを期待いたし、答申します。

○遠軽町環境基本条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 115 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 環境基本計画(第 8 条)

第 2 節 町が講ずる環境の保全及び創造のための施策等(第 9 条—第 22 条)

第 3 節 地球環境保全のための施策(第 23 条・第 24 条)

第 3 章 審議会その他の合議制の機関(第 25 条)

附則

オホーツク地域は、さわやかな空気、清らかな水、広大な緑の大地、そこに息づく様々な野生生物等豊かで優れた自然環境に恵まれた地域であり、この自然の恵みの下に、北国らしい生活を営み、個性ある文化を育んできた。

人類の存続基盤として欠くことのできない環境は、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つものであり、これまでのような大量生産、大量消費及び大量廃棄型の社会経済活動を続けていくことは、私たちを取り巻く地域の環境のみならず地球全体の環境をも脅かすものであることが広く理解されてきた。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、良好で快適なものとして将来に引き継ぐ責務を有している。

このため、私たちは、環境への負荷が人の様々な活動から生じているということを心に留め、自らの行動を負荷の少ないものに変えて行き、社会経済構造の在り方や生活様式を見直すことが求められており、自然との関わりの中で育まれてきた先人の豊かな知恵や、現代に生きる私たちが見落としてきたものを大切に使い回していくといった生活の知恵に学びながら、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない社会を築いて行くことが必要である。

また、都市化の進展により身近な自然が減少する中で、自然とのふれあいや快適な環境づくりへの関心が高まってきており、失われた自然を回復し、オホーツクの風土にふさわしい、うるおい、やすらぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる快適な環境の積極的な創造に取り組むことが重要である。

このような考え方に立って、良好な環境を保全し、快適な環境を維持し、及び創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型の社会をつくり上げるため、町民の総意として遠軽町環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当な範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、環境の保全及び創造に関する町の自然的社会的条件に応じた総合的

かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(施策等の公表)

第7条 町長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進を図るため、遠軽町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の

保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、遠軽町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 町が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(町の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 町は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

(1) 公害を防止するため必要な規制の措置

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、町は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する協定の締結)

第11条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全及び創造に関する必要な協定を締結するよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第12条 町は、事業者又は町民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、事業者又は町民が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査等を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、町民の理解の下に、その措置を講ずるよう努めるものとする。(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 町は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全及び創造に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び

健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第 14 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めるものとする。

2 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう努めるものとする。
(町民の意見の反映)

第 15 条 町は、環境の保全及び創造についての施策に町民の意見を反映させるため、環境の保全及び創造についての施策の在り方等について、町民から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。
(環境の保全及び創造に関する学習の推進)

第 16 条 町は、事業者及び町民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境の保全及び創造に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。
(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第 17 条 町は、事業者、町民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。
(情報の提供)

第 18 条 町は、事業者及び町民に対して、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。
(調査の実施)

第 19 条 町は、環境状況の把握に関する調査並びに環境の保全及び創造に関する施策に必要な調査を実施するものとする。
(監視等の実施)

第 20 条 町は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査等について各関係機関と連携

し、その実施に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 21 条 町は、環境の保全及び創造を図るために、広域的な取組が必要とする施策について、国、北海道及び他の地方公共団体と協力して、積極的にその推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 22 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 節 地球環境保全のための施策

(地球環境保全の推進)

第 23 条 町は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境の保全の推進体制の整備)

第 24 条 町は、事業者及び町民との協力により、地球環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

第 3 章 審議会その他の合議制の機関

(審議会その他の合議制の機関)

第 25 条 町の環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、遠軽町環境審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に答申するものとする。

4 審議会は、委員 10 人をもって組織する。

5 委員は、環境に関し識見を有する者及び公募による者のうちから町長が委嘱する。

6 審議会の会議は、審議する内容が公開することに適しないと認めるものを除き、原則公開とする。

7 委員の任期は、町長の諮問を受け調査審議し、答申をもって終了とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

環境基本計画策定の経緯

平成21年 6月 3日	第1回環境施策庁内検討委員会 ・環境基本計画策定の基本的事項及びスケジュールの確認
平成21年 6月 5日	第1回環境審議会 ・環境基本計画策定の諮問、審議事項、基本的事項及びスケジュールの確認
平成21年 7月28日	第2回環境施策庁内検討委員会 ・環境基本計画の基本的事項・現状と課題等について検討
平成21年 7月30日	第2回環境審議会 ・環境基本計画の基本的事項・現状と課題等について検討
平成21年11月11日	第3回環境施策庁内検討委員会 ・環境基本計画（素案）について検討
平成21年11月16日	第3回環境審議会 ・環境基本計画（素案）について審議
平成22年 1月20日	第4回環境審議会 ・環境基本計画（素案）について審議
平成22年 1月25日～ 2月19日	パブリックコメントの実施
平成22年 3月23日	遠軽町環境基本計画（案）について諮問 第5回環境審議会 ・環境基本計画（案）について
平成22年 3月31日	遠軽町環境基本計画（案）について答申

遠軽町環境審議会委員名簿

役 職	所 属 等	氏 名
会 長	遠軽町フラワーマスター連絡協議会 会長	伊 藤 榮 三
委 員	遠軽町自治会連絡協議会 会長	遠 藤 富 男
委 員	遠軽町小中学校校長会（南小学校 校長）	岩 渕 隆 志
委 員	遠軽商工会議所女性会	高 橋 孝 子
委 員	遠軽町女性団体協議会	熊 倉 幸 子
委 員	オホーツク森林レスキュー 代表	渡 部 敏 雄
委 員	指導林家（ボランティアレンジャー）	佐 野 亮 二
委 員	（社）北海道環境保全協会 理事	稲 田 光 男
委 員	公募委員	松 村 隆 一
委 員	公募委員	谷 口 智 巳

用語解説集 【五十音順】

アメニティー

豊かな緑、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しい街並み、歴史的な雰囲気など、身の回りのトータルな環境の快適さのこと。

ウォームビズ／クールビズ

地球温暖化防止のため、事務所などの室温を20℃にした場合でも、温かく効率よく働けるように取り組むために表現した、秋冬のビジネススタイルをウォームビズという。一般的には、重ね着や温かい食事を摂るなどがあげられる。クールビズはその逆で、暑い中でも涼しく働けるようにするビジネススタイルのこと。ネクタイを外したり上着を脱ぐなどがあげられる。なお、家庭での同様な取り組みもウォームビズ／クールビズと一般的にいう。

エコツアー

エコ（エコロジーを略した言葉。環境や自然、生き物の生きている状態や仕組みのこと。）とツアー（旅行）の二つを組み合わせで作られた言葉で、自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさすことで、関係する様々な機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤの空気圧の点検などがあげられる。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。温室効果ガスにより地球の平均気温は15℃に保たれているが、仮にこのガスがないと-18℃になってしまう。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素のほかHFC類、PFC類、SF₆が削減対象の温室効果ガスと定められた。

カーボンオフセット

二酸化炭素を相殺するという意味で、日常生活や経済活動によって排出される二酸化炭素を、植樹・再生可能なエネルギーの利用などの温室効果ガス削減活動を通じて差し引く、又は帳消しするということ。クリーンエネルギーの開発、森林保護、植林といった事業に投資するなどの方法がある。

環境教育

持続可能な生活様式や経済社会システムを実現するために、各主体が環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題解決に資する能力を育成することが重要で、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対応して推進しつつ、学校・地域・家庭・職場・野外活動の場等、多様な場において互いに連携を図りながら、総合的に推進するもの。

環境負荷

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。

協働

複数の主体（ここでは、町民・事業者及び町をさす。）が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。

クリーン農業

環境との調和に配慮し、安全で良質な農産物を生産・提供すること。化学肥料や化学農薬の使用が少ないクリーンな農産物を生産すること。

3R（さんアール又はスリーアール）

ごみを出さない、一度使って不要になった製品や部品を再び使う、出たごみはリサイクルするという廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

自然環境が有する多面的機能

森林や河川には、生物多様性保全機能、土砂災害防止機能、水源涵養機能、土壌保全機能、レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能など、環境保全に必要な機能を有していること。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。

循環型農業

循環型農業とは、農業に用いられる肥料や農薬、農具などを循環利用するものである。農業、家庭などで出る廃棄物を肥料に利用したり、農業で出るごみを循環利用したりすることは、持続可能な農業となる。

森林バイオマス

バイオマスとは、Bio（生物）と Mass（量）を合わせた言葉で、生産量や生物の現存量などのことで、森林から発生する幹や枝などのことを森林バイオマスという。現在、幹の一部は製材用として利用されているが、製材用に適さない細い木や枝など、未利用の資源を活用してバイオマス・エネルギーに変えることが進められている。

絶滅危惧種

さまざまな要因により個体数が減少し、絶滅の危機に瀕している種・亜種を指す。進化の過程では絶滅することも自然のプロセスだが、今日の絶滅は、自然のプロセスとはまったく異なり、さまざまな人間活動の影響のもと、かつてない速さと規模で進んでおり、絶滅の防止は地球環境保全上の重要な課題となっている。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。近年、産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進んでいる。海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

地球環境問題

人類の将来にとって大きな脅威となる、地球規模あるいは地球的視野にたった環境問題。地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、開発途上国の公害、酸性雨、砂漠化、生物多様性の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動などの問題が認識され、かつ取り組まれてきている。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味することで、食品に対する安全・安心志向の高まりや食品輸送等による環境負荷の軽減（フードマイレージの低減）などの面で注目されるようになり、伝統的な農産物や食文化の復権といった意味合いで用いられる。土地の食材がそこに住む人の健康にとってよいという「身土不二」の思想や、イタリアの食文化保存・復権運動であるスローフードの運動などと関連して用いられることも多い。

リサイクル

ごみを原料（資源）として再利用すること。「再資源化」や「再生利用」といわれることもある。具体的には、使用済みの製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを、利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うことを指す。

狭義には、新製品に使う原料として再資源化（再生利用）する「マテリアルリサイクル（原料リサイクル）」を意味する概念として限定的に用いられる。広義には、ごみを燃やして、その際に発生する熱をエネルギーとして利用する「サーマルリサイクル（熱回収）」を含めた概念として用いられる。さらに広義には、使用済み製品からまだ使える部品を取り出し、新製品に組み込む「部品のリユース（再使用）」を含めてリサイクルと呼ばれることもある。

リデュース

ごみを出さないこと。「ごみの発生抑制」ともいわれる。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことを指す。具体的には、原材料使用量を減らすような製品設計上の工夫をしたり、製品の寿命を長くしたり、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げたりすることで、ごみの発生を抑えることができる。消費者が製品を長く使うこともリデュースのひとつである。

リユース

一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合がある。

レッドデータ

絶滅のおそれのある野生生物の情報のこと。これを取りまとめた本をレッドデータブックという。日本では、1991年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」というタイトルで環境庁（現：環境省）がレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。また、ほとんどの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックが作成されているかあるいは作成準備中である。また、作成者を表すため環境省版 RDB、都道府県版 RDB などといわれることが多い。

遠軽町の絶滅のおそれのある野生生物の情報(レッドデータ)

鳥 類	カテゴリー	遠軽	生田原	丸瀬布	白滝
クマガワ	Vu	○	○	○	

魚 類	カテゴリー	遠軽	生田原	丸瀬布	白滝
オシロコマ	R	○	○	○	○
エゾウグイ	N	○	○	○	
ハナカジカ	N		○		

植 物	カテゴリー	遠軽	生田原	丸瀬布	白滝
クロミサンザシ	Cr	○			
シラネアオイ	Vu	○			
フクジュソウ	Vu	○	○		
アカンカサスゲ	R	○			
イワカゲワラビ	R	○			○
エゾママコナ	R	○			
カラフトイバラ	R	○			
カラフトモメンヅル	R	○			
マルバチャルメルソウ	R	○	○	○	
ミヤマママコナ	R	○			
クシロワチガイソウ	Vu		○	○	
アカスゲ	R		○		
ツクモグサ	Cr			○	○
スガワラビランジ	En			○	
リシリゲンゲ	En			○	
リシリビヤクシン	En			○	
キタミフクジュソウ	Vu			○	○
ジンヨウキスミレ	Vu			○	○
ユウバリリンドウ	Vu			○	
エゾコザクラ	R			○	○
オクエゾサイシン	R			○	
オクエゾナズナ	R			○	
オニク	R			○	○
カラフトメンマ	R			○	○
クマモタンボボ	R			○	
クロミノハリスグリ	R			○	
コマクサ	R			○	○
ダイセツトリカブト	R			○	○
チシマゲンゲ	R			○	○
チシマリンドウ	R			○	
トカチオウギ	R			○	
ヒメイトツツジ	R			○	○
ミヤマイワデンダ	R			○	
ミヤマシオガマ	R			○	
ミヤマフタバラン	R			○	
リシリオウギ	R			○	
ソウウンナズナ	Cr				○
コイチヨウラン	En				○
エゾオヤマノエンドウ	Vu				○
アリドオシラン	R				○
エゾミヤマソモソモ	R				○
コスギラン	R				○
タカネイ	R				○
タカネシオガマ	R				○
ミヤマヒカゲノカズラ	R				○
ムシトリスミレ	R				○
ムラサキモメンヅル	R				○

地域別情報

種 類	遠軽	生田原	丸瀬布	白滝
鳥 類	1種	1種	1種	0種
魚 類	2種	3種	2種	1種
植 物	10種	4種	26種	22種
計	13種	8種	29種	23種

カテゴリー別情報

遠軽町レッド
データ該当種

1	絶 滅 種 (Extinct)	Ex	0 種
2	野生絶滅種 (Extinct in the Wild)	Ew	0 種
3	絶滅危機種 (Critically Endangered)	Cr	3 種
4	絶滅危惧種 (Endangered)	En	4 種
5	絶滅危急種 (Vulnerable)	Vu	8 種
6	希 少 種 (Rare)	R	34 種
7	地域個体群 (Local Population)	Lp	0 種
8	留 意 種 (Noteworthy)	N	2 種
		計	51 種

北海道レッドリスト H13.5.10改訂
(北海道環境局自然環境課)

レッドデータブックとは

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本のこと。国際自然保護連合(IUCN)という団体が、1966年に初めて発行しました。そこには、世界的な規模で絶滅のおそれのある野生生物と、その生息状況が解説されています。レッドという言葉は、例えばレッドカードやレッドゾーンなどのように、危険な、危機的なというイメージを連想させます。初期のレッドデータブックはルーズリーフ形式のもので、もっとも危機的なランクに選ばれた生物の解説は、赤い用紙に印刷されていました。その後IUCNからは順次改訂版が発行されていて、また、いくつかの国からはその国のレッドデータブックも発行されています。

日本でも、1991年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」というタイトルで環境庁(今の環境省)がレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が順次発行されています。

さらに、全国的には絶滅のおそれがないものでも、ある地域では絶滅の危険があるなど、野生生物の生息状況はその地域によって違うため、各都道府県がそれぞれの地域のレッドデータブックを作成しています。

北海道でも1994年に北海道版レッドデータブックの作成を始め、2001年に「北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001」を発行しました。



画 佐々木 真哉

遠軽町環境基本計画 平成22年6月発行

発行 北海道遠軽町

編集 遠軽町民生部住民生活課 総務部ジオパーク推進課

〒099-0492 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目

電話 0158-42-4811 (代表) FAX 0158-42-3688

E-mail jumin@engaru.jp

HP <http://engaru.jp/>